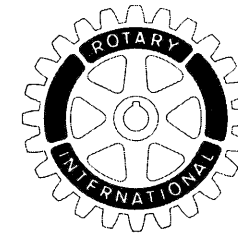


ようこそ、ロータリー



青森北東ロータリークラブ

96' ~97' ロータリー情報委員会



— 目 次 —

はじめに	1	27. ロータリーの組織	15
1. ロータリーの発祥	4	28. クラブ奉仕	16
2. 日本のロータリーの誕生	5	29. 拡大	16
3. 会員の義務と特典	6	30. 出席の意義	17
4. 一業一人の会員制	7	31. 出席	17
5. ロータリーの基本的特色	7	32. 出席委員会	17
6. 最もよく奉仕する者、 最も多く報いられる	8	33. 出席免除	18
7. 超我の奉仕	8	34. 出席義務規定の特別免除	18
8. ロータリーの定義	8	35. 出席義務規定の免除	19
9. 奉仕の理想	9	36. 雑誌	19
10. ロータリーの綱領	9	37. 雑誌委員会	19
11. ロータリー創立記念日	10	38. 卓話	20
12. 四つのテスト	10	39. 100万ドル食事	20
13. ガバナー	10	40. クラブ会報委員会	20
14. 公式訪問	11	41. クラブ旗(バナー)	21
15. 国際ロータリー	11	42. 家族週間	21
16. 国際大会	11	43. 家庭集会 (インフォーマルグループM)	21
17. アイ・エム(IM)	12	44. 社会奉仕	21
18. 幹事(地区)	12	45. インターアクト・クラブ	22
19. 理事会(クラブ)	13	46. 米山記念奨学会	22
20. 例会(クラブ)	13	47. 米山功労者	23
21. クラブ協議会	13	48. 米山奨学金	23
22. 会長(クラブ)	14	49. ローターアクト・クラブ	24
23. 幹事(クラブ)	14	50. 国際奉仕	24
24. 会長エレクト (国際ロータリー)	14	51. ポリオ・プラス	25
25. 会長エレクト(クラブ)	14	52. ポール・ハリス・フェロー	25
26. 会長エレクト研修セミナー	15	53. ポール・ハリス準フェロー	25
		54. ロータリー財団	26

55. ロータリー財団への寄付 …	26
56. 職業奉仕 ……………	27
57. 職業奉仕活動 ……………	27
58. 雑誌月間 ……………	27
59. ロータリーの特別月間 ……	28
60. ロータリーの友 ……………	28
61. 入会金 ……………	28
62. シニア・アクティブ会員 ……	29

はじめに

1. Rotary Club (以下RCという)は、地域社会の良識な職業人が、例会に出席して相互啓発しあい、その親睦から生まれる奉仕の情熱を以て、各自の事業を通じて社会に貢献し、実業および専門職業の倫理水準を向上することを目的とする、国際的な団体です。
2. RCの基本的構成要素は、奉仕の意欲にあふれた個々の職業人であり、その活動の中心は、例会における親睦です。RCは、一部で誤解されているような、金持ちの慈善事業団体ではありません。社会福祉事業への金銭寄付をすることもありますが、それはRCの本来の目的ではありません。
3. 親睦(出会い)の良質さを制度的に保障するために、RCは、その会員を職業分類原則に基づいて、地域社会の一業種から一人だけを選びます。『RCの会員は、企業経営者または裁量権限を持つ管理職か専門職業人に限られます』
○ 従来は男子に限られていましたが、性差別は廃止され女性も入会できます。
4. RCの例会は、毎週一回開催されるのが原則です。
当RCの場合は、毎週水曜日午後12時30分から13時30分まで一時間(ホテル青森)で開催します。親睦の重要性から、例会に出席することは、会員の最も基本的な義務とされています。

出席とは

例会に充当された時間の少なくとも60%に出席するか、または、本クラブの例会の定例の時の前14日又は後14日以内に他のRC又は仮クラブの例会に出席すること。(メイクアップ)

本クラブの指示によって、ローターアクト、インターアクト・クラブ(仮クラブも含む)に出席するか、正式に公表されたRCの会合に出席すること。

5. RCは、議決機関(意志決定機関)としての理事会を中心に運営されており、これを補助する各種の委員会があります。また、例会以外にも、委員会・クラブフォーラム・家庭集会(インフォーマル・グループ・ミーティング)・地区大会、国際大会などの各種の会合があります。強制はされませんが、これらに積極的に参加することが勧められています。

6. Rotrianの『奉仕』はあくまで個人に重点を置き、各自が他の会員から啓発を受けて自己を磨き、それを自己の事業を通じて活かしていくところに価値があります。事業の倫理性を離れて金銭や物の施しを以て『奉仕』と称する団体もありますが、RCはそれとは異なる『奉仕』理念に立脚するクラブ運動であることを理解していただきたいです。

7. RCのいう『奉仕』とは、物質的な慈善事業ではなく、ひとりひとりの会員の例会での自己研讃（心の過程）をいうのです。つまり、世間でいういわゆる奉仕団体ではなく、奉仕する職業人を育てる団体です。

RCの『綱領』には、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、のいわゆる『四大奉仕』が規定されています。しかしそれらは、各Rotarianの上述の意味での『奉仕』と奉仕の実践を分類したものにすぎず、ロータリー運動が究極においてめざすものは、あくまで各人の自己研讃を媒介とした職業倫理の向上なのです。

8. ロータリー運動は始祖Paul HarrisによるシカゴRCの創立（1905年）以来、90年余の歴史を有し、現在154の国家に広められ、クラブ数28,134、会員総数1,206,112人（1995年12月31日）に達しています。

また、日本では、クラブ数2,206、会員数131,094人（5月末）に達し、なおすべての都市、すべての町にその理想の翼を広げる努力を続けております。

これらのRCの連絡調整・拡大・運営管理のため、全RCを構成員とする国際ロータリー、略称RI（1992年創立）が設置され、その末端出先機関としての地区ガバナーというRI役員による組織管理が行なわれていますが、こと奉仕の実践については、各RCに絶対的な自主権があり、RIに指示権はありません。

ただし、RIロータリー財団という直轄の米国法人を有しています。同財団は、すでに半世紀の歴史を持ち、Rotarianの浄財を基金として、奨学金制度その他の事業を行なっており、国際親善に貢献しています。

9. 会員は、RCに対し

(1) 例会に出席する義務、入会金・会費を納入する義務、機関雑誌または公式地域雑誌を購読する義務を負う反面、

(2) どのRC例会にも出席して、世界中Rotrianと親しみ会い、その啓発を受ける特権を保証されています。Rotrianは、会員歴や、役職

に関係なくだれでもが対等であり、職業や企業規模により差別されることはありません。

10. ロータリー運動は、世界的な常識論だけで片づけられない独自の理念や制度を内に以ており、正確な理解に至るには多く知るべき事柄があります。

ポール・ハリスのテーマは常に『理解と友情』であった。

青森北東ロータリークラブ
96'～97' ロータリー情報委員会
委員長 遠間善弘

1. ロータリーの発祥

1890年代は、アメリカ社会の変動期で、あらゆる人種、信条、文化の垣塙と経済恐慌は自己主義や悪徳商法を生み犯罪・汚職・暴力が横行していた。振興都市シカゴはその代表であった。そこには他人への友情と欲求を理解する思いやりはなかった。ポールP.ハリスは孤独と疎外感に悩んでいた時、少年時代を過ごしたウォーリングフォードでの村人たちが楽しく職業で助け合っていたことを回顧し、実業人による1業1人制の友愛と相互扶助のクラブ構想を思いつくが、暫くは実行に移らなかった。1905年（M.38；日本は日露戦争中）アメリカでは画期的な組織が誕生しつつあった。2月23日木曜の寒い夜いよいよハリスは親友の石炭商シルベスター・シールと行きつけのレストランで会食しながら、かねてあたためていたクラブ構想を打ち明けた。シールも積極的に賛同し、鉱山技師ガスターバス・ローアと洋服商ハイラム・ショーレーが待つノース・ディアボン街127番地ユニティービル7階711号室のローアの事務所で落ち合った。4人は真の友情と相互扶助を求めて集まったのである。5人目の会員印刷業ハリー・ラグルスの記録には1904年2月26日創立とある。このように何年も前から何回もクラブ構想は話合われているが、この日が公式のロータリー創立記念日とされている。2回目はそれぞれ友人を連れてくることを約し、2週間後の3月9日ハリスの事務所に7人が集まり、3回目は3月23日シールの事務所で行なわれ、会長にシール、記録係にショーレー、文書係（幹事）にジョンセン、会計係にラグルス、進行係に歯科医ウィリアムR.ネフを指名し、クラブの形が整えられ、クラブの名称も検討されたが決定には至らなかった。後に会場持ち回りと役員1年交替システムに気付いたハリスの提案で「ロータリー」という呼称が誕生した。4回目はショーレーの洋服店、5回目はジョンセンの不動産事務所、6回目はラグルスの印刷所、これが会員事務所で行なわれた最後の会合となった。1905年作成の最初の会員名簿には30名の会員が記されている。会員も増え、食事を共にするとなると会員事務所持ち回りでは不便となりホテルやレストランに集まるようになった。しかし交替制の原則は堅持し代わるがわる利用された（1922年6月国際大会でメイクアップ規定が採択されたため、例会場は現在のように固定化された）。知り合いの輪を広げる親睦と相互扶助の魅力、簡単には入会できないクラブの会員であるというステータスシンボル、この二つの魅力はシカゴの実業人を大きく引きつけ急速

に会員は増えていった。一方、最初からクラブ活動は最も重視されている。会員資格は1年とし、その成績次第で次年度の会員を決めていたほどであったが、間もなく現在の4回連続欠席、または半年間の出席率60パーセントに満たないときには会員資格を失うと変更になった。創立2年後の1907年に最後の社会奉仕事業でシカゴ市役所に公衆便所を設置した。3年後に2番目のサンフランシスコ・クラブが、その翌年には3つのクラブが結成され1910年には全米で16クラブ、会員数1,500名に達した。1910年カナダのウィニペグに国外初のクラブが誕生し、ロータリーは国際的となった。

2. 日本のロータリーの誕生

三井銀行の重役であった米山梅吉は1918年1月財政調査団の1員として渡米し、ダラス・クラブ会員の福島喜三次（佐賀県有田町出身）に会い、初めてロータリーの話聞き大いに感動し、帰国後2年余ロータリー精神と組織の研究に努める。

無地区時代；1920年1月、福島喜三次もダラス・クラブから結成の要請を受け、シカゴの本部からも依頼されて帰国し、在日横浜支店長米国人実業家ウィリアム・ジョンストン（後、東京クラブ名誉会員）の応援を得て、準備作業に入り、9月1日設立準備会を開き、創立総会は10月20日、創立会員28名（うち4名は後に創立会員に加えられた）、当時月1回例会、会長米山梅吉、幹事福島喜三次、翌1921年4月1日登録番号855で加盟承認される。別に大阪の星野行則はシカゴの国際ロータリー本部でチェスリー・ペリー事務総長から大阪のクラブ結成を委任され、大阪に転勤中の福島喜三次と1922年11月17日2番目の大阪クラブを創立、1926年までに東京、大阪、名古屋、京都の5クラブとなる、5月第1回日本ロータリー・クラブ連合懇親会（地区年次大会担当；参加クラブ5、会員・家族138名）が大阪で開催された。

正式地区時代；1928年日本・満州・朝鮮・樺太・千島・台湾で第70地区が設定され、クラブ数は日本6、朝鮮1で初代地区ガバナーに米山梅吉就任する。1939年に第70、71、72の3地区に分割される。同年7月、日満ロータリー連合会結成するも、9月1日ドイツのポーランド侵攻に始まる第2次世界大戦という時局に鑑み、1940年各クラブはそれぞれ解散を余儀なくされていたが、9月4日ついに日満ロータリー連合会は正式にR I 脱退を決議、クラブは新組織として各曜会な

どの名称で存続または解散した。

1945年8月15日大戦終結、1947年3月「ロータリー復帰協議会」を設置、1949年3-5月東京・京都・大阪・名古屋・神戸・福岡・札幌の7クラブはR Iに復帰、日本全国は第60地区となる。その後発展の一途をたどり戦後50年で世界第二のロータリー国となっている。

(ロータリー日本50年史、東京ロータリー・クラブの70年)

3. 会員の義務と特典

ロータリー・クラブ定款第13条に義務を厳しく明記している「会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。」とある。しかし、特典については記していない。ロータリーは特典を得るための義務履行ではない、即ち「超我の奉仕」なのである。

◎義務

- ・R I 定款・細則並にロータリー・クラブ定款・細則を遵守すること。
- ・入会金・会費を支払うこと。
- ・例会に出席すること。
- ・新会員を推薦すること。
- ・委員会活動、その他ロータリー・プログラムに参加すること。
- ・雑誌「ザ・ロータリアン」又は「ロータリーの友」の購読等。

これ等の義務を履行することによってのみ、会員としての特典が受けられる。

◎特典 有形のものではなく、人生哲学的なものである。

- ・ロータリー・クラブの会員には本人が希望してもなれない。会員により推薦され、選挙されて初めて会員となれる。
- ・全世界に品性高潔な118万余（ロータリーの友'96年3月号）の友人を得ること。
- ・全世界のロータリー・クラブ例会・ロータリー会合に参加できること。
- ・奉仕活動に参加できること。
- ・ロータリアンとしての絶大な信用。
- ・ロータリアンとして適格な人を推薦することができる。

等

この特典は、個人の営利目的に利用することは、ロータリー精神に反するもので、あくまで、知り合いと奉仕の機会が広まり、奉仕の内容が充実され、更に高次元のロータリー奉仕活動ができ、又参加することができることを特典としてとらえるべきものである。

4. 一業一人の会員制

ロータリーの基本的特色の一つで、会員は現に従事している専門職務によって分類され、一業種から正会員1名という（報道機関、宗教、外交官を除く）創立以来の会員制。

◎クラブはその地域社会の職業界の真の横断面となることが重要であるためである。その理由は、

- ・ロータリアンが貸与されたそれぞれの業界にロータリーの綱領を広く浸透させるのに、多業種の方が極めて効果的である。
- ・クラブ内に特定グループの発生、同業者間の利害関係の発生等を防止することができる。
- ・ロータリーは特定共通の関心を抱く人達の親睦ではなく、多種多様な関心を抱く人達の、幅広い親睦を育成するためのものであるからである。

◎報道機関、宗教、外交官はロータリーの広報上、極めて有効な職種であるため、この制限から除外されている。

5. ロータリーの基本的特色

ロータリーの基本的特色は次の如く表明されている。

- ・ロータリーは、奉仕の理想を個人また団体で推進するために、職業人がロータリー・クラブの下に集結した世界的親交団体である。
- ・ロータリーは、奉仕の理想に基づき理解、親善、平和を世界中の人々に呼びかけるものである。
- ・ロータリー・クラブは、ロータリーの綱領を推進するため地域社会の生活面を広範に代表する職業分類に基づき会員を選考する。
- ・知り合いと親睦とを永続的友情に発展させるために、少なくとも所定の回数

例会出席を会員としての最小限の義務としている。

- ・ロータリー・クラブは、個人活動および職業活動において会員が常に高度な道徳的水準で行動することを推進する。
- ・ロータリアンの宗教的、政治的信念は、個人の問題とみなされる。

6. 最もよく奉仕する者、最も多く報いられる

奉仕は報償の基本であるという根本的な真理と理想を教えられたもので、ロータリーの資料、その他によく用いられる標語。1910年シカゴ大会でシェルドンにより唱えられ、翌1911年に標語として採用、後で修正され1950年に「超我の奉仕」と共に公式標語として決議された。1989年規定審議会は「超我の奉仕」を第1標語とし「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」を第2標語とすることを決議した。

7. 超我の奉仕

自己のために利益を得ようとする欲望と、他人に奉仕をしようとする義務感と、それに伴う衝動から起る心の争いを和解させようとするロータリーの根本的な理想を効果的に表現しているものとしてロータリー文献等でよく用いられる標語。1911年ミネアポリス・ロータリー・クラブのフランク・コリンズが唱えたもので、同年非公式標語として採用され、後年現在の如く修正、1950年にロータリーの公式標語となり、1989年規定審議会で第1標語となる。

8. ロータリーの定義

ロータリーは、人道的な奉仕を行い、あらゆる職業において高度の道徳的水準を守ることを奨励し、かつ世界における親善と平和の確立に寄与することを旨とした事業および専門職務に携わる指導者が、世界的に結び合った団体である。

9. 奉仕の理想

ロータリーの綱領の中にあるIdeal of Serviceの直訳語で、ロータリーでよく用いられる言葉。己に天職という使命を与えてくれた社会、また己の職業を生かし続けさせてもらっている社会に感謝するとき、その仕え方（奉仕）の基本として個人生活、社会生活、職業生活に於て利己的欲求は最小限にとどめ、常に最大利他の究極を求めつづけていこうとするロータリーの奉仕哲学である。ロータリーの第1標語「超我の奉仕」の哲学でもある。

10. ロータリーの綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として、奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある；

第1. 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2. 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；

あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第3. ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4. 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を推進すること。

1906年1月シカゴ・クラブで2項目からなる最初の綱領が制定され、同年に1項目追加、1910年に全米ロータリー・クラブ連合会により5項目からなる綱領が採択された。その後何回となく改正され1951年現在の綱領となった。1989年規定審議会で女性の入会が認められ第4項目原文中のProfessional menからPersonsに変更になった。

R Iの計画は、すべてこの綱領の示すところに従って行われている。

11. ロータリー創立記念日

1904年初め頃からポールP.ハリスは数人の友人に交友と相互扶助のクラブ構想を打診していたが1905年2月23日(木曜)の晩、ポール・ハリス(弁護士)、シルベスター・シール(石炭商)、ガスターバスE.ローア(鉱山技師)、ハイライム・ショーレー(仕立屋)の4名がシカゴ市北ディアボン街127のユニティ・ビルの7階711号室のローアの事務所に寛容と友情を求めて、初会合を開いたのがロータリーの始まりといわれ、毎年2月23日を創立記念日と定めている。また、毎年2月23日に始まる1週間を「世界理解と平和週間」と呼称し、各クラブは国際理解と友情と平和へのプログラムを行うことになっている。

12. 四つのテスト

ロータリアンの行動の指針として推奨されているもので、「規則」として取り扱ってはならない。また、公共の人間関係をより高める場合を除いて、販売や利益を増すための広告に利用してはならない。

◎四つのテスト、言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

1932年ハーバート・テラーが倒産寸前の会社を救済する方法として創案したもので非常に効果的な方法であることが分かり、'43年1月R I 理事会はロータリーに採用を決定、'46年テラーがロータリーの使用権を認め、'54年に著作権をR I に無償で移譲した。また'76年4月からR I の著作権は失効している。

13. ガバナー

R I の役員である。R I 理事会の指揮、監督の下に自己の地区内クラブを指導、監督し、公式訪問し、月信を発行し、R I の綱領を推進し、新クラブを結成し、既存クラブを強化、助成し、クラブ相互或はクラブとR I 間の友好関係を増進す

ることが主たる任務である。また、ガバナーは第2半期中にR I に一般報告を提出することが義務づけられた。また、地区大会、都市連合会を主宰し、会長エレクト研修セミナーと地区協議会の計画、準備に当る次期ガバナーに協力すること等である。資格条件はガバナー・ノミネーの条件を満し、更にロータリー歴7年以上、および国際協議会に全期間出席しなければならない。

14. 公式訪問

地区ガバナーが年に1回その地区の各クラブを公式に訪問すること。これは、会長・幹事との懇談、クラブ協議会および例会に出席し、ロータリーの総合的スピーチをして、感銘を与え、ロータリー情報を提供しクラブが報告した現況および活動状況について、適切な指示、助言を与え、ロータリーの発展に寄与することが目的である。普通年度前半に行われる。

15. 国際ロータリー

世界中のロータリー・クラブの連合体のこと。定款・細則に定められた義務をたゆまず遂行する加盟ロータリー・クラブによって構成されている。従って、R I の会員は各ロータリー・クラブであって、ロータリアン個人個人は、各ロータリー・クラブの会員ではあるがR I の会員ではない。「クラブ」という語が不穏当な意味をもつ国々ではロータリー・クラブは、R I 理事会の承認を得て名称にクラブという語を使わなくてもよい。

16. 国際大会

国際レベルでの全ロータリアン、R I ・及びクラブの次期役員を鼓舞激励し、情報を与えロータリーの発展に寄与し、また次年度のR I 会長、2年任期の理事を含む次年度R I 役員が選挙される。各クラブはR I 定款・細則に従い代議員を送るか、有資格者に委任状を与えねばならない。R I の世界的年次会合で毎年理事会決定の時と場所で会計年度の最後の3ヵ月中に開催される。理事会は十分な理由あるときは変更することができ、また非常事態発生るとき会長は理事総数

の過半数の同意の下に臨時国際大会を招集することができる。主たる開催国はアメリカであったが1970年大会以降は「同一国に於いて3年連続して国際大会を開催することは出来ない」と決議された。開催地として選ばれるためには多地区規模のホスト組織の専門知識とボランティアの力、完成された会場施設など最低限必要な条件を満たしていることを事務総長が証言したときに限り、R I 理事会は招致を受け入れる。本来の目的を減じない限り社交、余興、親睦行事も行われる。R I 理事会は、ロータリアンが国籍、人種または宗教だけを理由として参加できないことのないようあらゆる努力をしなければならない。

17. アイ・エム (IM)

都市連合会 Intercity Meeting のこと。

近隣都市数クラブが集まって親睦・情報教育その他の目的で行なわれている数種のロータリー会合を総称する用語。一会合の固有名詞ではないが IM と略称され最近よく用いられている。従来の都市連合ゼネラル・フォーラム (IGF) も厳密には IM の中の一会合であるが、最近広義の IM の名称で開催されているところが多い。決議や決定はない。第2720地区も1990年より IM の呼称で実施されている。

18. 幹事 (地区)

ガバナーは就任前にロータリーに精通し、経験豊富なロータリアンの中から選定、任命する。普通はガバナー所属クラブから選出される。地区会合の準備、適切な書簡処理、諸地区会合の議事録編集、諸種の記録保存等の日常の管理事務を行い、ガバナーを補佐する。外に副幹事が数名任命される。通算5年以上同一人を地区幹事に任命してはならない (1968～'69、'75～'76年度理事会)。1992年7月よりガバナー・ノミニーの裁量で次期地区幹事を会長エレクト研修セミナーと地区協議会の計画作成に加えてもよいことになった。

19. 理事会 (クラブ)

ロータリー・クラブの運営機関であり管理主体である。ロータリー・クラブ細則第1条第1、2節に従い年次総会にて選挙構成される。理事会は少なくとも月1回の会合を開かねばならない (定例理事会)、また必要に応じあるいは理事2名の要求があるときは、会長は臨時理事会を招集することができる。クラブ理事会の決定は最終であって、例会でクラブに報告される。この決定はクラブに提訴する以外にこれを覆すことはできない。

20. 例会 (クラブ)

ロータリー・クラブの定款・細則にもとづき、クラブが行う週1回のロータリーで最も重要な会合である。例会はロータリアンの人生修養道場として尊厳にして、お互いの宗教的信仰と価値観に寛容であり、ビジターとゲストに感銘と参加できた喜びを与えるものでなければならない。例会は教育的プログラムそのものに目的があるのであって年次 (定時) 総会と理事会が指定した議題を審議 (臨時総会) する以外は、決議をする場所ではない。クラブは決められた曜日と時間と場所で開催しなければならない。止むを得ないとき、クラブ理事会は前回例会の翌日から次例会の前日までの間に、他の時間または他の場所に変更することができる。また、その裁量で1ロータリー年度2回までは休会してもよい。また法定休日も休会となる。例会の取消又は変更は全クラブ会員に通告されなければならない。但しクラブが3回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

21. クラブ協議会

クラブ役員理事、及び各委員長が集ってクラブ及び各委員会の活動及びプログラムについて発展的に連絡・調整・協議する重要な会合。例会とは別に夜間など十分な時間を充てることになっている。地区協議会の直後、7月1日直後、公式訪問2週間前、公式訪問のとき、地区大会終了後及び1～2月の頃の年6回が望ましいとされている。クラブの他の会員も出席を要請されている。

22. 会長（クラブ）

クラブを統括し、クラブ会合および理事会の会合において議長を務め、各委員会の職権上の委員となり付随する任務を行う。各委員会の設置と活動の調和、クラブ協議会の開催、クラブ予算編成、会計事務の完全な履行の監督、地区ガバナー公式訪問の準備、ロータリー・ワールドの活用、諸問題に関し地区ガバナーに協力、6月にはクラブの総括的目標達成状況をクラブに報告、また次年度への順調な引継ぎのための新旧理事会の開催等が任務である。

23. 幹事（クラブ）

クラブの事務取扱者で、各種の記録と、その保管、諸会合の通知、議事録作成保管、R Iへの半期および四半期報告、人頭分担金とロータリアン誌購読料の送金、ガバナーへの月次出席報告、その他その職に付随する任務を行う。就任直前のクラブ年次総会で選挙される。クラブ役員であり、理事会メンバーである。

24. 会長エレクト（国際ロータリー）

R I会長指名委員会から指名され、その年度の国際大会で選挙された会長当選者のこと。選挙された暦年度の7月1日から会長就任までの1年間は会長エレクトとしてR I理事会メンバーを務める。国際協議会を指導し、就任年度のR I予算編成に協力し、多くのゾーン研究会に参加し、指導者としての職務に備えることとされている。

25. 会長エレクト（クラブ）

クラブ会長はロータリー・クラブ細則に従って会長に就任する日の直前18ヶ月以上2年以内にクラブ年次総会で選挙される。

就任直前の1年間は会長エレクトとして理事会のメンバーとなる。次期ガバナーから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を

必ず派遣しなければならない。代理人は会長エレクトに結果報告しなければならない。7月1日に会長に就任する。

26. 会長エレクト研修セミナー

P E T Sと略称される。この研修セミナーは国際協議会直後1ヵ月以内に地区ガバナー・ノミニーが、地区ガバナーと協力し計画、実施する。計画作成に当ってはガバナー・ノミニーの裁量で、次期地区幹事を加えてもよい。クラブ会長エレクトのための研修、情報プログラムである。主な目的は、次期クラブ会長に対し地区、R Iの諸活動に協力し、クラブ運営に指導力を発揮するよう研修と情報を与えることである。プログラムに取り上げるべき論題も指定され、少なくとも6時間行なうことが義務づけられた（1996年2月理事会）。次期ガバナーから特に免除されない限り次年度クラブ会長はこのセミナーに必ず出席しなければならない。

27. ロータリーの組織



28. クラブ奉仕

ロータリーの第1奉仕部門。ロータリアンが自己のクラブを円滑に、効果的に、発展的に機能させるためのクラブに対する奉仕活動をいう。ロータリー奉仕の土台をなすものである。

◎会長は理事会の承認の下に特定分野を担当する次の委員会を設置することになっている。

- ・1名～数名の委員を再任して、継続性をもたせる委員会として出席・クラブ会報・親睦活動・雑誌・会員選考・会員増強・プログラム・広報の各委員会。
- ・それぞれ、1年、2年、3年の任期をもつ3名構成の委員会として職業分類、ロータリー情報の各委員会。
- ・その他、クラブに必要と思われる小委員会の設置は自由である。また小クラブでは一部の小委員会を合併してもよい。
- ・クラブ奉仕委員会委員長は理事の中から任命され、委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告する。クラブ奉仕委員会の委員は、クラブ奉仕の各小委員会委員長により構成される。
- ・また、会長は、会長エレクトまたは副会長に、職業分類、会員選考、会員増強、ロータリー情報委員会の仕事を監督調整させるものとする、となっている。

29. 拡大

ロータリーを拡大することで、ロータリーの発展に不可欠なものである。これには次の二つがある。

1. 内部拡大。クラブ内の会員数を増やすこと。その方法として
 - ・会員選考委員会、職業分類委員会に1～数名の継続性をもたせる。
 - ・充填、未充填分類表をいつも最新として整備する。
 - ・未充填分類表を時々、小分けして公表する。
 - ・ロータリー活動に適格な人物を選挙し、純増をはかる。
 - ・「5名で1名の新会員」計画をすすめる。
 - ・アディショナル正会員、パスト・サービス会員を積極的に推薦する。
2. 外部拡大。ロータリー・クラブの存在しない所に、または区域限界を割譲し

て新クラブを、または同じくするアディショナル・クラブを創立し、クラブ数を増やすこと。

毎年8月は「会員増強および拡大月間」に指定されている。また、各クラブの発展は会員一人一人のつとめとされている。

30. 出席の意義

出席はロータリーの特色の一つで、会員の資格条件にもなっている。ロータリアンがクラブ例会に規則正しく出席することは入会するとき受け入れた最も基本的な重要な責務であり、自分のクラブに対し行なう出席という最小限の奉仕であり、更にその出席率のより高い理想に向かって努力することをロータリーは求めている。一業種一人制はそれぞれの業界で地位のある人が選ばれ、クラブ発展のために自分の業界を代表してクラブに反映させ、またクラブを代表してそれぞれの業界に役立つことである。欠席はこの双方の権利を破棄することに他ならない。従って、会員はなるべく多くの例会に出席することによってのみ、より多くの知り合いと永続的友情に発展させ、より多くクラブの発展やプロジェクトに関心を持ち、例会という人生の修業道場で研鑽を積み、職業道徳を高め、世のため人のためより多くの奉仕の理想をたぐりよせることができ、更に有能なロータリアンになり続けることができるのである。

31. 出席

ロータリー・クラブの各会員はクラブ例会に出席しなければならない。規定の出席率に満たないときは、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り自動的に会員資格を失う。出席とみなされるには例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、またはメイクアップしなければならない。

32. 出席委員会

この委員会は、クラブ会員が例会だけでなくあらゆるロータリーの会合（地区大会、都市連合会、地域大会、国際大会その他クラブの諸会合など）への出席を

奨励したり、出席しやすい方法を考案し実施することである。

例えば、本クラブへの出席、メイクアップの奨励、出席の意義と規定の周知徹底、よりよき出席のための方法、出席不良の原因の調査と対策などに努めることである。

33. 出席免除

下記に該当する会員のうち、出席を免除されたい希望の会員は書面をもって本クラブ幹事に通告し、理事会の承認があれば、出席免除の規定が適用される。この会員の欠席は出席記録に算入されない。

- ・長期にわたる病傷で例会出席が不可能な場合。
- ・ロータリー・クラブのない国に2週間以上滞在し現実に出席が不可能であることを理事会が承認している場合。
- ・ロータリー・クラブのない国に滞在して欠席が予定されるときは、なるべく出発前に、それが不可能ならその国から、その旨書面で報告された場合。この場合理事会はいかなるメイクアップもできないことを確認しなければならない。
- ・シニア・アクティブ会員の場合は、
 - ①通算ロータリー歴20年以上で65才に達した会員。
 - ②通算ロータリー歴15年以上で70才に達した会員。

出席は、もし本人が希望すれば出席記録に算入してもよい。

34. 出席義務規定の特別免除

次の場合は、理事会の承認を得て、1年を超えない期間を限って、出席義務規定の特別免除が与えられる。但し、その期間も出席その他会員資格条件を維持し続けねばならない。

◎正会員が住居、事業場共クラブ区域限界外、クラブが存在する市行政区域外、または直接隣接するクラブ区域外に移転するとき。移転先のクラブに知り合いになってもらう期間として。

◎自己の責任によらないで職業分類を失ったとき。その職業分類を引き続き保持することができ、復帰するか、新しい職業分類につくための期間として。

従って、会員身分の終結は免除期間終了後に発効する。

35. 出席義務規定の免除

理事会に対し、書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、その会員は一定期間に限り例会出席義務規定の免除が与えられる。これは会員資格を失わないだけで、出席報告には欠席と記録される。(出席免除者を除く)

36. 雑誌

R I の月刊機関雑誌は英語版“THE ROTARIAN”である。事業および専門職務に携わる人のための国際雑誌であり、R I の特別プログラム、地区やクラブのプログラム・アイディア、四大奉仕活動の実例、指導者の紙上フォーラムなどロータリー知識と国際友好の推進に寄与することが目的である。また紙上にR I の実際の支出が公表される。会員は会員身分を保持する限り有料で購読しなければならない。但し、R I より公式地域雑誌として認められた出版物がある地域ではそれにかえてもよいことになっているが、“THE ROTARIAN”も各クラブ数部は購読するよう推奨されている。日本の「ロータリーの友」は1980年に公式地域雑誌に認定された。全世界にロータリー地域雑誌は28(うち公式地域雑誌23)がある(1995年7月現在)。

37. 雑誌委員会

この委員会は、ザ・ロータリアンまたは公式地域雑誌を通じて、クラブ会員だけでなく広く一般の人々にもロータリーに対する関心を喚起し、役立てるような計画を立案し、実施することである。例えば、クラブの例会で有用な雑誌記事を紹介する、雑誌月間を主催し関心を高める、ロータリーの教育的・奉仕的記事は新会員の教化に役立ち、ロータリアン以外の卓話者、図書館、病院、学校などに寄贈して読書の機会を与え、またクラブや地区の奉仕活動ニュースなどを雑誌編集者に送ること、などである。

38. 卓話

ロータリーでいう卓話（テーブル・スピーチ）とは、通常例会時間1時間のうち、後半の30分間に行われる有意義な購話のこと。会員、または会員以外の人から職業上または専門知識、或は、ロータリー情報を聞くことは、職業を理解し、親睦を深め、ロータリーの奉仕の推進に極めて役立つものである。

39. 100万ドル食事

世界中の会員が50万人位の1962年頃、例会で月1回粗食にして1人当たり2ドルを節約すれば総額100万ドルの資金ができることからできた言葉。節約された金額はロータリー財団をはじめ、その他の奉仕活動に充てられる。



40. クラブ会報委員会

この委員会は、毎週クラブ週報を刊行して、前回の例会その他の会合の重要事項を報告記録し、近づくクラブ例会プログラムを予告し、ロータリー教育的記事を掲載し、クラブ会員、近隣また世界各地のロータリー・プログラム・ニュースを伝えることによって、ロータリーへの関心を促し、出席を向上させ、親睦を増進し、またロータリー教育に寄与することにある。

41. クラブ旗（バナー）

クラブを表明する小旗で、ロータリーの歯車とクラブ名を表示し地域の特徴がデザインされている。

通常卓上におく小さいものが多い。クラブ間でこれを交換し、友好関係を記念する習慣が行われている。

42. 家族週間

毎年2月の第2週（月曜から日曜まで）を家族週間と定め、この期間は特に家族と地域社会への奉仕を強調することになった。家族支援に特別優れた貢献をした個人にはR I 会長から賞状が贈られる。

43. 家庭集会（インフォーマルグループミーティング）

新会員の同化、および会員間の親睦と情報交換、そしてロータリーを推進するために会員の自宅その他に小人数が集まって和やかに自由討論する会合のこと。家族との理解と親睦を深めるためにも推奨されているプログラムである。特別会合の一つで1989年まで「炉辺会合」の名で親しまれてきたが、1990年より「家庭集会」と改称された。

44. 社会奉仕

ロータリーの第3奉仕部門。地域社会に居住する人々の文化的・生活環境条件を向上させるために、思いやりや援助をロータリアン個人として、また、多人数で行う奉仕活動をいう。

◎社会奉仕委員長は、社会奉仕諸活動に責任をもち、小委員会の仕事を監督、調整する。

◎社会奉仕委員会は、社会奉仕委員長と社会奉仕のすべての小委員会の委員長によって構成される。

◎会長は、理事会の承認を受け、次の小委員会を設置する。

- ・人間尊重委員会
- ・地域発展委員会
- ・環境保全委員会
- ・協同奉仕委員会

(註) ・青少年奉仕は人間尊重に、インターアクト・ローターアクト・ロータリー村落共同隊は協同奉仕に含まれる。

- ・クラブに必要な小委員会の設置は自由である。また、小クラブでは一部の小委員会を合併してもよい。

45. インターアクト・クラブ

奉仕と国際理解の心を涵養し世界的友好精神の中で共に活動しようと、高校に在学中の学生、または14～18才までの若人で結成されたクラブ。1962年に発足した。

- ・ロータリー・クラブにより提唱され、地区ガバナーにより確認され、R Iの承認を得て設立される。
- ・提唱ロータリー・クラブは指導、助言、監督の責任をもっている。
- ・具体的目標は指導力養成、自己完成、他人への思いやり、家庭と家族の重要性、他人の権利尊重、責任強調、職業の品位と価値の認識、社会・国家・国際間の知識と理解等の推進である。
- ・地区は、地区内のインターアクト指導者のための会期1日の講習会を開くことを奨励している。

46. 米山記念奨学会

東京クラブで国際奉仕の一環として、東南アジアからの留学生を対象に1953年2月に米山基金として発足し、日本のロータリーの発展と共に全国ロータリー・クラブの支持をうけ、東京クラブ初代会長米山梅吉翁の功績を記念して命名された。1958年「ロータリー米山奨学会」と改称、更に1967年「財団法人ロータリー米山記念奨学会」が設立された。民間としては日本で最大級の奨学金制度となった。現在は東南アジアからの学生とは限られていない。

〒105 東京都港区芝公園2-6-3 a b c 会館8階

TEL (03) 3434-8681 FAX (03) 3578-8281

送金先 さくら銀行京橋支店 (普) 0920373

(財)ロータリー米山記念奨学会

47. 米山功労者

財団法人ロータリー米山記念奨学会に、個人として特別寄付額が30万円に達したときに与えられる名称。これはロータリアン以外の人にも与えられる。メダルと略章が贈られ、30万円毎に何回でも表彰される。この外、次の表彰制度がある。いずれも免税処置の対象となる。

1. 米山ファンドフェロー
 2. 準米山功労者
 3. 米山功労クラブ
 4. 米山功労法人
 5. 米山功労特別法人
 6. 準米山功労法人
 7. 1千万、2千万、3千万達成クラブ
- (1991年8月改正)

48. 米山奨学金

日本以外の国籍を有し、ロータリー・クラブの存在する国または地域から日本の大学院、大学または研究所に、留学または研究のため在籍している外国人に対し、国際理解と親善に寄与することを目的とした日本のロータリー独自の国際奨学金制度。奨学生1人1人に世話クラブおよびカウンセラーを定め、相談相手になっているのが特色である。大学院、学部、クラブ米山、地区米山、特別米山等の奨学金制度がある。

49. ローターアクト・クラブ

提唱ロータリー・クラブの近隣地域内に居住、就職、就学している18才～30才になった後の6月30日までの青年男女によって構成されているクラブ。その目的は個々の指導能力の開発、道徳と人権尊重、奉仕と世界平和を推進する若者を養成し、行動をおこすことにある。1968年発足したもので、一つまたは数ロータリー・クラブの提唱により結成され、地区ガバナーにより確認され、R Iの承認を得て設立される。提唱ロータリー・クラブは1～数名の委員を任命し、指導と助言を与える責任を有する。ローターアクト・クラブは結成時に20ドル、翌年から1クラブにつき人数にかかわらず20ドルを直接または地区ローターアクト代表を通じてR Iに納めることになった。また少なくとも4年間会員であり、退会の理由が年齢上限に達したか、そのクラブの区域限界外に移転した元ローターアクトは、他の条件が備っていればロータリー・クラブのアディショナル正会員に選ばれることができる。

50. 国際奉仕

ロータリーの第4奉仕部門。国際奉仕とは、ロータリアンが、国際理解、親善、平和を推進するために、実施できるすべてをいう。概念上、次の四つの分野に分類できる。

- ①世界社会奉仕活動
- ②国際レベルの教育および文化交流活動
- ③特別月間と催し
- ④国際的な会合

例えば、他国の人々、その文化、慣習、業績、抱負及び問題を知ることであり、また旅行や、国際大会出席による個人交流であり、読書や、文通であり、他国の人々に役立つクラブ活動やプロジェクト（ロータリー財団を含む）に協力することである。個々のロータリアンとクラブは、目的達成に積極的に寄与するよう期待されている。

51. ポリオ・プラス

「ポリオ・プラスー全世界の児童に免疫接種を」をテーマにポリオ、その他ワクチンで予防できる疾病（ハンカ・ジフテリア・結核・百日ぜき・破傷風）の免疫を世界中の児童に受けさせる力になろうと、1986年7月正式に発足したロータリー財団プログラム。当初3年間で米貨1億2千万ドルを集め世界保健機関（WHO）の免疫付与拡大プログラムを支援することであった。2年間で目標額を達成したためR Iのキャンペーンは1988年6月で終了した。日本は40億円の巨額目標のため募金期間を5年とし、1991年6月に終了した。約100ヵ国にポリオ・プラス補助金が授与された。

最新の募金額は全世界で2億4,610万ドル、うち、日本は49億円に達している。財団では5年が過ぎてもポリオ撲滅まで予防接種を支援しつづけることになっている。1995年規定審議会は2000年までにポリオを撲滅し、2005年までにそれ（3年間発症がないこと）を証明することを支持承認した。

52. ポール・ハリス・フェロー

自ら、またはある人に敬意を表するため、あるいは記念するために米貨1,000ドルをロータリー財団に寄付した個人、または名義人に与えられる称号。申し込みをすれば証明書、メダル、襟章が贈られる。これはクラブの年次寄付額に加えられシェア・システム Share System およびクラブ表彰の対象となる。ロータリアン以外の人にも与えられる。

53. ポール・ハリス準フェロー

ロータリー財団に1,000ドル寄付する意思を表明し、最初に少なくとも100ドル寄付した人、または名義人が申し込みをすれば与えられる称号。1,000ドルに達したときポール・ハリス・フェローとして認定される。その期間は従来10年間とされていたが1987年4月の管理委員会の決定で期限はなくなった。これはクラブの年次寄付額に加えられシェア・システム Share System およびクラブ表彰の対象となる。ロータリアン以外の人にも与えられる。

54. ロータリー財団

教育・慈善・救恤・博愛の事業によって世界の諸国民の、より良き理解と友好関係を増進するため1917年に基金として発足した非営利財団法人。1928年国際大会で「ロータリー財団」と名付けられた。R I 会長が理事会の承認を得て任命した13名の管理委員（任期4年無報酬）により、人道的、教育的、文化交流目的のみ運営される。各地区にはロータリー財団地区委員会を設置しなければならない。また小委員会を設置するよう勧奨している。また、ロータリアンとロータリー関係者（職員）、および家族は受益者となれない。これはロータリーの利他の奉仕の基本的考えによるものである。

55. ロータリー財団への寄付

財団への寄付を会員の資格条件としてはならない。これは自発的寄付である。寄付には次の方法がある。

- ・クラブまたは地区の年次寄付の活用。
- ・財団プログラムへの寄付。これはプログラム項目を指定してもよい。
- ・ポリオ・プラス基金への寄付。
- ・ロータリー財団恒久基金への寄付（旧名；世界理解と平和のためのロータリー財団基金）
- ・遺贈…遺言状によるロータリー財団恒久基金への寄付。
- ・このほか、メモリアル・コントリビューター
- ・ポール・ハリス・フェロー
- ・ポール・ハリス準フェロー
- ・冠名奨学金、冠名奨学金基金
- ・認証据置きクレジットの活用…既にクラブ寄付として処理されている金額から例えば500ドル、新して個人寄付として同額の500ドルを合わせて1000ドルとし、その人、またはその人が尊重する人をポール・ハリス・フェローに、1000ドルに達しなければ準フェローに認証する方法。

56. 職業奉仕

ロータリーの第2奉仕部門。ロータリー・クラブに職業分類を保持することから生ずる義務であり機会である。即ち、ロータリアンとしては、あらゆる有用な職業の価値を認め、自分の職業を律し道徳的水準と品位を高めることに努めると共に、業務を通じて職場や地域社会で奉仕の理想を推進し、クラブ・プロジェクトに応えることであり、クラブとしては、会員の職業道徳、品位、水準を高めるようなプログラムをたびたび実施し、またそれを生かして、社会のニーズに応えるようなクラブ・プロジェクトを開発することである。

1987-'88年R I 理事会は「職業奉仕に関する声明」を採択した。

1989年規定審議会は職業宣言を採択した。

57. 職業奉仕活動

職業奉仕は多面的であり、その対象範囲は無限に広がるものである。顧客関係、雇主と従業員関係、労働団体との対応、職業情報の提供、心身障害者の就職指導、青少年や高齢者への職業案内等を、個人レベルでは四つのテストを実践し、顧客、従業員に職業上の親切の規準を高め、信頼関係を樹立し、地区またはクラブレベルでは事例研究等を通じて友好的競争相手は業界を発展させる仲間との考え方の下に、発展的に協力し、従業員研修、引退後の奉仕の機会、識字率の向上、職場の薬物濫用防止と治療、職業相談、また職業活動表彰等を行い、国際レベルでは、職業に関係した多くのロータリー財団プログラムがあり、これに積極的に協力して、国際間の友情、平和、発展に寄与することである。

最近、ハイテクノロジーを始め、全世界の生活様式、生産方法の著しい変化は職業の多様性を求めているところから、職業奉仕も、また、多様性を秘めているものであり、これに対応していかなければならない。

58. 雑誌月間

R I では毎年4月を「雑誌月間」と定めている。「ザ・ロータリアン」または日本では地域雑誌「ロータリーの友」の購読をすすめ、期間中は雑誌に関するプ

プログラムを実施することを奨励している。その資料はR I 世界本部雑誌部から提供される。

59. ロータリーの特別月間

クラブだけでなく、ロータリアン一人一人がロータリーの活動に参加するよう強調するために、R I 理事会が指定した月間、すなわち

8月 会員増強および拡大月間

9月 青少年活動月間（1996年7月より新世代のための月間と呼称変更）

10月 （職業奉仕月間、米山月間（日本のみ））

11月 ロータリー財団月間

1月 ロータリー理解推進月間

2月 世界理解月間

4月 雑誌月間

60. ロータリーの友

1953年1月創刊され、1980年にR I より「公式地域雑誌」として公認された日本のロータリー月刊雑誌。現在、ロータリーの友常任委員会および国内各地区から選ばれた「ロータリーの友委員」による委員会の下に、専門のスタッフにより編集されている。発行部数は日本語版133,000部以上、英語版（年2回発行）13,000部で、編集技術は世界一の評価を得ている。

〒105 東京都港区芝公園2-6-3 a b c 会館8階

TEL (03) 3436-6651 FAX (03) 3436-5956

61. 入会金

クラブ会員に選ばれた人が入会時にクラブに支払う料金。金額はクラブ細則に規定するところによる。入会金を支払うことによって会員と認められる。クラブ定款10条-2節による身分終結後の再入会、または、本クラブの正会員から本クラブのシニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員になるときは2度目の入会

金は要しない。

62. シニア・アクティブ会員

1. 一つまたはいくつかのクラブで、正会員またはパスト・サービス会員として下記の条件を備えた人は、自動的に直ちにシニア・アクティブ会員となる。

- ・通算15年以上会員であった人。
- ・現在60才以上で通算10年以上会員であった人。
- ・現在65才以上で通算5年以上会員であった人。
- ・現在、R I の役員であるか、かつて役員であった人。

2. かつて、どこかのクラブで、会員でなくなった時点で、シニア・アクティブ会員であった人。またはその条件を備えていた人をシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。

◎シニア・アクティブ会員は、

- ・職業分類を代表しない。
- ・アディショナル正会員を推薦できない。
- ・会員義務を果す限り住居にかかわらず、会員身分を継続できる。
- ・以上の外は権利、特典、義務共正会員と同じである。